

# お知らせ

## 障がいのある学生の修学支援の対応について

本学は、障がいのある学生及び保護者から、修学に関する支援の申請があった場合、「障害者差別解消法」の基本理念に基づいて、必要な合理的配慮を行います。

なお、ここで言う合理的配慮とは、本学がその必要を認め、かつその実施に伴う負担が本学にとって過重でない範囲のものです。

授業や試験で配慮を希望される方は、下記の窓口へご遠慮なく相談にお越しくください。丁寧にお話を伺います。

相談窓口：・カウンセリングルーム  
・学生支援センター ・教員  
・保健室 ・教務課 ・学生課  
・学生支援室（水落C）

相談時間：【 月～金 9：00～17：00 】

申請方法：相談窓口にて「申出書」をご案内します。  
スタッフ・職員が記入をサポートします。

学生支援センター長 長屋 佐和子

本件問い合わせ先：草薙学生課 054-261-4905